## 主 本件控訴は孰れも之を棄却する。 理 由

被告人三名並びにその弁護人上田誠吉及び同藤井英男の各控訴趣意は本判決末尾添附の(一)被告人三名作成名義、(二)弁護人上田誠吉作成名義、(三)弁護人藤井英男及び同上田誠吉作成名義の各控訴趣意書(合せて三通)に記載のとおりであるから、これらについて判断する。

一、弁護人上田誠吉の控訴趣意第一点

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 佐伯顕二 判事 久礼田益喜 判事 武田軍治)